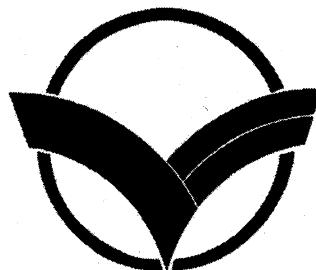


令和2年度

西川町監査計画書



西川町監査委員

I 基本方針

行政の使命である町民の福祉増進のため、最小の経費で最大の効果が挙げられているかを基本とし、法令を遵守し公正で合理的かつ能率的な行政運営ができるように、指導に重点をおいて監査を実施する。もって、行政運営における適法性、効率性、妥当性の保障を期するものとする。

上記のことをふまえ、西川町監査基準第7条第1項の規定により本監査計画を策定する。

II 監査の重点項目

監査にあたっては、次のことに重点をおき実施するものとする。

- 1 町政が第6次西川町総合計画【後期計画】並びに各個別計画に基づき実施され、真に町民の福祉増進に寄与し、町の活性化につながっているか。
- 2 行財政に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令を遵守しているか。
- 3 各事業予算が、その目的達成のため最小の経費で最大の効果が挙がるような執行がなされているか。
- 4 収入は、適切かつ厳正に確保されているか。
- 5 常に町の組織及び運営の合理化に努め、その規模の適正化を図っているか。
- 6 補助金の交付については、補助目的が明確で適正に行われているか。
- 7 監査等で指摘されたことは、改善されているか。

III 監査の実施計画

令和2年度の監査は、下記及び別紙年間監査計画表により実施する。ただし、日程及び内容等は、監査委員が協議の上、計画を変更する場合がある。

1 監 査

(1) 定例監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

執行機関、行政委員会の所掌する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行う。

① 定例監査（現地）

○ 期 間 令和2年10月26日（月）

○ 内 容

ア 事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等適正に行われているか。

イ 指定管理者による公の施設等の管理運営が適正に行われているか。

ウ 物品の購入、拝出、保管が適切に行われているか。

② 定例監査（行政事務全般）

事務全般とし、財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また、経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

○ 期 間 令和3年1月6日（水）～1月29日（金）＊9日間

○ 内 容 各課（公所）所掌事務の状況について課（公所）長等の出席を求め聴取する。

(2) 隨時監査（地方自治法第199条第5項）

必要があると認めたときに、定期監査に準じて実施する。

○ 対 象 定例監査の補完的監査として実施する。

○ 期 間 協議のうえ隨時実施する。

(3) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

事務の執行が、合理的かつ効率的に執行されているか、定例監査の補完的監査として実施する。

○ 対 象 補助金交付事務について
町税等徴収事務について 等

○ 期 間 定例監査と併せて実施する。

(4) 財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項）

補助金等交付団体の事業が十分効果を挙げているか、出資団体の事業が設立目的に沿って計画的に行われているか、公の施設の指定管理者の施設が善良に管理され、利用促進が図られているかを主眼として実施する。

○ 対 象 西川町商工会、(一社)月山朝日観光協会、西川町総合開発㈱、
㈱米月山、(福)西川町社会福祉協議会

○ 期 間 令和3年1月15日（金）、22日（金）、27日（月）
＊3日間

2 検査

(1) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者及び企業管理者が保管する現金の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。

- 対象 (10会計)

- ア 一般会計

- イ 特別会計 国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、宅地造成事業特別会計

- ウ 企業会計 病院事業会計、水道事業会計

- 期間 每月28日（休日等の場合は、順次繰り下げる。）

3 審査

(1) 決算審査（地方自治法233条第2項及び公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の運営が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

- 対象 一般会計、特別会計（7会計）、企業会計（病院・水道）
- 期間 令和2年7月3日（金）～27日（月）*8日間

(2) 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金が設置目的に従って適正かつ効率的に運用が行われているかを主眼として実施する。

- 対象 全基金運用状況
- 期間 決算審査と併せて実施する。

(3) 財政健全化比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、健全な財政の運営が行われているかを主眼として実施する。

- 対象 一般会計、特別会計（8会計）、企業会計（病院・水道）
- 期間 令和2年8月18日（火）

IV 監査の方法

- 1 各課（公所）等の財務に関する事務並びに事務事業の執行状況等について、担当課（公所）長、補佐及び係長等の説明を求め聴取する。
- 2 あらかじめ提出を求めた監査資料、関係書類及び諸帳簿等について監査する。
- 3 必要に応じ、建設工事や委託内容等について現場監査を実施する。

V 報告、意見及び公表

1 監 査（定例監査、隨時監査、行政監査、財政援助団体監査）

監査の結果の報告書については、地方自治法第199条第9項の規定により、町長及び議会議長並びに関係行政委員会に報告し、これを公表する。

2 検 査（例月出納検査）

例月出納検査の結果の報告書については、地方自治法第235条の2第3項の規定により、町長及び議会議長に提出する。

3 審 査

(1) 決算審査、基金運用状況審査

決算審査の意見書については、地方自治法第233条第3項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、町長に提出する。

(2) 財政健全化比率審査

財政健全化比率審査の意見書については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、町長に提出する。

令和2年度 西川町年間監査計画

項目 月別	例月出納検査 【毎月 28 日】 ※休日の場合は順次繰下げ		定例監査・隨時監査・決算審査等
4月	28日(火)	3月分	
5月	28日(木)	4月分	
6月	29日(月)	5月分	令和2年西川町議会第2回定例会 6/3(水)～9(火)
7月	28日(火)	6月分	決算審査 7/3(金)～7/27(月) *8日間
8月	28日(金)	7月分	財政健全化比率審査 8/18(火)
9月	28日(月)	8月分	令和2年西川町議会第3回定例会 9/1(月)～11(金)
10月	28日(水)	9月分	定例監査(現地) 10/26(月)
11月	30日(月)	10月分	
12月	28日(月)	11月分	令和2年西川町議会第4回定例会 12/2(水)～8(火)
1月	28日(木)	12月分	定例監査(行政事務全般) 1/6(水)～29(金) *9日間 財政援助団体監査 1/15(金)～27(月) *3日間
2月	—	—	
3月	1日(月)	1月分	令和3年西川町議会第1回定例会 3/2(火)～3/11(木)
	29日(月)	2月分	

※ 各種会議等は新型コロナウイルス感染症対策の関係で中止や延期など現時点で予定が流動的なため掲載を省略する。